

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器上蓋金属保温取替工事において、新規作成の架台サポート構造が提案した形状と相違(補強不足)が認められたため、当該サポートを補強。	G	
2	1号機	給水加熱器ドレン系第6給水加熱器水位調節副弁点検時、ボディ側シートリング装着ネジ部に欠損が認められたため、対応検討。	G	
3	1号機	復水器空気抽出系(B)第1段空気入口弁点検時、弁体出口側シート面にひびが認められたため、当該弁の機能及び性能を評価し使用。	G	
4	1号機	主蒸気隔離弁格納容器外側弁(C)弁体シート部の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、当該弁の機能及び性能を評価し使用。	G	
5	1号機	タービン主蒸気系及び主復水器の計器点検時、液位スイッチ(5台)ラビリンスリング取付けボルトに損傷(焼付き)が認められたため、当該ボルトを交換。	G	
6	1号機	原子炉再循環ポンプ(A)用電動機点検時、スラスト上面温度検出器の保護管が取付けられていないことが認められたため、対応検討。	G	
7	1号機	タービン補機冷却系熱交換機(C)冷却管渦流探傷検査時、損傷冷却管4本が認められたため、当該冷却管を交換。	G	
8	3号機	制御棒駆動機構温度監視装置において、操作パネルに異常(画面表示しない)が認められたため、当該装置を再起動。	G	
9	3号機	試料採取系原子炉冷却材再循環ポンプ出口サンプル入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を交換。	G	
10	3号機	試料採取系原子炉冷却材再循環ポンプ出口サンプル自動コンフローにおいて、圧力制御不良(二次圧力が上昇)が認められたため、当該コンフローを点検・補修。	G	
11	3号機	給復水溶存酸素濃度高/低警報が頻発するため確認したところ、当該警報設定下限値に変更があり、これに伴うマニュアル反映遅れが認められたため、当該マニュアルを改訂。	G	
12	4号機	原子炉格納容器内低電導度廃液系サンプル出口流量計において、流量積算値の清掃目安値超が認められたため、対応検討。	G	
13	4号機	主要弁検査(その2)の検査記録確認において、要領書改訂1に検査実施グループマネージャーへの周知実施記録の作成を失念したことが認められたため、当該不適合事象を記録に添付。	G	
14	その他	一次水処理建屋(屋外)水処理硫酸計量槽液面指示計下部において、硫酸が薬品防液堤内に漏れている(1滴/10秒程度)のが認められたため、漏えい拡大防止処置及び当該部を補修。	G	